

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月22日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市神奈川区三ツ沢中町4-17
横浜市立三ツ沢小学校

3 契約日

令和5年11月30日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月30日～令和5年12月2日

5 契約金額

209,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本校の水道使用量について、令和5年9～11月分が3,126 m³となっており、前回の令和5年7～9月分より1,015 m³増加していました。学校敷地内で相当量の漏水が生じている可能性があることから、教育施設課に確認を取り、緊急契約として業者に漏水箇所の特定及び修繕を依頼しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に工種「管」で登録のある業者であり、事案が生じた時点で迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立三ツ沢小学校